

【第 1 問】

問 1 正解 1

1. × 不適切。離婚時の財産分与について顧客の代理人として相手方と折衝を行うことは法律事務に該当するため、有償・無償を問わず、弁護士資格を有していない F P が業として行うことはできない。
2. ○ 適切。社会保険労務士資格を有していない者は、社会保険労務士の独占業務はできないが、顧客の「ねんきん定期便」等の資料から公的年金の受給見込み額を試算するなど、一般的な公的年金制度や社会保険制度の説明を行うことは可能である。社会保険労務士の独占業務とは、労働者名簿や賃金台帳の作成などの「書類作成業務」や、雇用保険等の社会保険の加入・脱退などの「提出手続代行業務」などである。
3. ○ 適切。税理士資格を有していない F P は、営利目的の有無、有償・無償を問わず、個別具体的な税理士業務を行うことができない。ただし、一般的な税法の解説や資料の提供にとどめるのであれば、相談料金を受け取っても良い。

問 2 正解 3

(ア) を求める：532万円

$$\text{○年後の予想額（将来価値）} = \text{現在の金額} \times (1 + \text{変動率})^{\text{経過年数}}$$

$$4 \text{ 年後の給与収入（妻）} : 511 \times (1 + 0.01)^4 = 531.748 \dots$$

→532（万円、万円未満四捨五入）

(イ) を求める：795万円

$$\text{貯蓄残高} = \text{前年の貯蓄残高} \times (1 + \text{運用利率}) \pm \text{その年の年間収支}$$

$$2023 \text{ 年の金融資産残高} : 702 \times (1 + 0.01) + 86 = 795.02$$

→795（万円、万円未満四捨五入）

【第2問】

問3 正解 2

1万口当たりの基準価額は、19,855円である。

50万口当たりの評価額は、 $19,855円 \times 50 = 992,750円$ である。

購入時手数料＝50万口あたりの評価額×手数料率（税込み）

$$= 992,750円 \times 2.20\%$$

$$= 21,840.5円$$

→21,840円（円未満切捨）

購入金額＝50万口あたりの評価額＋購入時手数料

$$= 992,750円 + 21,840円$$

$$= \underline{1,014,590円}$$

問4 正解 2

単利とは、当初の元金に対してのみ利息を計算する方式のことで、算出式は「元利合計額（税引前）＝元本×（1＋利率×預入年数）」です。一方、複利とは一定期間ごとに支払われる利息を元本に含めて、これを新しい元金として利息を計算する方式のことをいいます。再投資される期間によって、1ヵ月複利、半年複利、1年複利という種類があり、利率や期間など他の条件が同じであれば、利息の再投資期間が（ア 短い）方が満期時の元利合計は多くなります。1年複利の元利合計額（税引前）の算出式は「（イ 元利合計額（税引前）＝元本×（1＋利率）^{預入年数}）」です。

<解説>

【単利】元利合計額（税引前）＝元本×（1＋利率×預入年数）

【複利】元利合計額（税引前）＝元本×（1＋利率）^{預入年数}

満期時の元利合計（複利の場合）は、1ヵ月複利＞半年複利＞1年複利である。

問5 正解 3

1. × 不適切。株価収益率（P E R）で比較した場合、T X株式会社の株価は日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）より割高である。

$$P E R（株価収益率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純利益}}$$

$$T X \text{ 株式会社の } P E R = \frac{1,900 \text{ 円}}{137} = 13.868 \cdots \text{ 倍} \rightarrow \underline{13.87 \text{ 倍}}$$

∴日経平均採用銘柄の平均（予想ベース）のP E Rは12.85倍であるから、T X株式会社の株価は割高である。

2. × 不適切。株価純資産倍率（P B R）で比較した場合、T X株式会社の株価は東証プライム全銘柄の平均より割高である。

$$P B R（株価純資産倍率） = \frac{\text{株価}}{1 \text{ 株当たり純資産}}$$

$$T X \text{ 株式会社の } P B R = \frac{1,900 \text{ 円}}{1,070 \text{ 円}} = 1.775 \cdots \text{ 倍} \rightarrow \underline{1.78 \text{ 倍}}$$

∴東証プライム全銘柄の平均P B Rは1.16倍であるから、T X株式会社の株価は割高である。

3. ○ 適切。配当利回り（単純平均）で比較した場合、T X株式会社の配当利回りは東証グロース全銘柄の平均（予想ベース）より高い。

$$\text{配当利回り（\%）} = \frac{1 \text{ 株当たり配当金}}{\text{株価}} \times 100$$

$$T X \text{ 株式会社の配当利回り（\%）} = \frac{65 \text{ 円}}{1,900 \text{ 円}} \times 100 = 3.421 \cdots \% \rightarrow \underline{3.42 \%}$$

∴東証グロース全銘柄の平均（予想ベース）は0.33%であるから、T X株式会社の配当利回りは高い。

【第3問】

問6 正解 2

【借地借家法の普通借家権】

存続期間	
期間の定めがある場合	契約で期間を定める場合、(ア 1年)以上とする。(ア 1年)未満の期間を定めた場合、期間の定めがないものとみなされる。
期間の定めがない場合	随時解約の申し入れをすることが可能である。 ・賃貸人からの解約の申し入れ 申し入れの日から(イ 6ヵ月)経過したときに契約は終了する。ただし、賃貸人からの解約の申し入れには正当事由を要する。 ・賃借人からの解約の申し入れ 申し入れの日から(ウ 3ヵ月)経過したときに契約は終了する。

問7 正解 2

【建築基準法の用途制限】

用途地域	建築物の種類
第一種低層住居専用地域	(ア 中学校)、神社、小学校など
工業地域	(イ 診療所)、自動車整備工場、共同住宅など

- ・小・中学校は工業地域および工業専用地域以外の用途地域に建築できる
- ・診療所はすべての用途地域に建築できる。
- ・大学や病院は、第一種・第二種低層住居専用地域、田園住居地域、工業地域および工業専用地域以外の用途地域に建築できる。
- ・ホテルは、工業地域など建築できない。

問8 正解 1

建築物の敷地は、原則として、幅員4m以上の道路に2m以上接することが建築基準法で定められている。資料の土地が面している市道は幅員6メートルのため「セットバック」しない。また、角地等による緩和条件を考慮しないため、指定建蔽率で算出する。

建築面積＝敷地面積×指定建蔽率

$$=300\text{m}^2 \times 80\%$$

$$=240\text{m}^2$$

【第4問】

問9 正解 2

栄治さんは、2022年1月にくも膜下出血で救急搬送され、緊急手術（給付倍率40倍）を受け、継続して73日間入院した。さらに、2022年7月に肺炎で10日間入院した。支払われる保険金および給付金は、合計（ア 1,100,000円）である。

《解説》

くも膜下出血による入院73日間・手術さらに肺炎による10日間入院の場合、下記の給付金を受け取ることができる。

入院給付金：入院1日目から1日につき10,000円
 （ただし、同一事由の1回の入院給付金支払い限度は60日）
 手術給付金：1回につき手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍

- ・入院給付金 10,000円×（最大60日＋10日）＝70万円
- ・手術給付金 10,000円×40倍＝40万円
- ・給付金合計 70万円＋40万円＝110万円

問10 正解 1

1. × 対象とならない。仕事中は補償の対象外である。個人賠償責任保険（特約）は日常生活における対人・対物事故による賠償責任を補償する保険である。
2. ○ 対象。隣家からの火災による延焼で自宅建物が全焼した場合は補償の対象である。
3. ○ 対象。国内外を問わず、「急激・偶然・外来」の事故について補償の対象である。

【第5問】

問11 正解 3

所得区分	収入等の内容	備考
（ア 配当所得）	剰余金の分配 20万円	上場株式等の利益剰余金に係る分配である。
（イ 一時所得）	受取保険金 100万円	保険期間20年の一時払養老保険の満期保険金（契約者・保険料負担者は佐野さん）。一時金で受け取っている。

《解説》

法人から株主や出資者が受ける剰余金や利益の配当、剰余金の分配などは配当所得である。

一時払養老保険等で保険期間等が5年以下および保険期間等が5年超で5年以内に解約された場合は、源泉分離課税が適用される。イは、保険期間20年であるため一時所得である。

問12 正解 3

所得税の速算表より課税される所得金額450万円の場合、税率20%、控除額427,500円である。

$$\begin{aligned}\text{所得税額} &= \text{課税される所得金額} \times \text{税率} - \text{控除額} \\ &= (\text{総所得金額} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{控除額} \\ &= (580\text{万円} - 130\text{万円}) \times 20\% - 427,500\text{円} \\ &= \underline{472,500\text{円}}\end{aligned}$$

【第6問】

問13 正解 1

本問において、民法上の相続人は、妻：美千子さん、母：喜美子さんである。相続を放棄した、子：夏希さん・智彦さんは民法上の相続人とならない。放棄の場合は、莉緒さんが代襲相続人になれない。子：梨絵さんはすでに死亡している。したがって、第一順位の相続人がいないため、第二順位の相続人である母：喜美子さんが相続人となる。法定相続分は、妻：美千子さん 2/3、母：喜美子さん 1/3 である。

問14 正解 3

手続きの種類	行うべき手続きの内容
相続の放棄または限定承認	原則として、相続の開始を知った時から3ヵ月以内に（ア 家庭裁判所）に申述書を提出
相続税の申告と納付	相続の開始を知った日の翌日から（イ 10ヵ月）以内に被相続人の死亡時の住所地の所轄税務署長に申告書を提出

【第7問】

問15 正解 3

＜木内家のバランスシート＞

(単位：万円)

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	800
普通預金	240	負債合計	800
定期預金	400		
投資信託	350		
上場株式	210	[純資産]	(ア 4,150)
生命保険 (解約返戻金相当額)	50		
不動産 (自宅マンション)	3,700		
資産合計	4,950	負債・純資産合計	4,950

【バランスシートの作成の手順】

設例のデータ [保有財産 (時価)] [負債残高] から、木内家の資産合計と負債合計を求める。バランスシートを作成すると、資産合計は4,950万円、負債合計は800万円となる。

「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も4,950万円となる。純資産を求める。

$$\begin{aligned}
 \text{純資産} &= \text{資産合計} - \text{負債合計} \\
 &= 4,950 \text{万円} - 800 \text{万円} \\
 &= \underline{4,150 \text{万円}}
 \end{aligned}$$

問16 正解 1

退職一時金のうち500万円を年利2.0%で複利運用しながら5年間で均等に取り崩す。毎年均等に取り崩す額は、「退職一時金×資本回収係数」で求められる。

$$500 \text{万円} \times 0.21216 \text{ (2.0\%・5年の資本回収係数)} = \underline{1,060,800 \text{円}}$$

問17 正解 2

＜家族構成＞

本人 智洋 : 54歳 会社員←死亡

妻 美奈子 : 50歳 会社員

長男 昇太 : 19歳 大学生

1. × 不適切。中高齢寡婦加算額が加算された遺族厚生年金は支給されるが、死亡一時金は支給されない。死亡一時金は、第一号被保険者が死亡しても遺族基礎年金が受給できない場合に支給されるため、妻の美奈子さんは支給の対象にはならない。
2. ○ 適切。遺族厚生年金は、厚生年金の被保険者が死亡した場合、その者によって生計を維持されている一定の遺族に支給される。生計維持要件を満たしているため、妻の美奈子さんには遺族厚生年金が支給される。また、夫の死亡当時40歳以上65歳未満で子（年金法上の子）のない妻に該当するため、中高齢寡婦加算額が遺族厚生年金に加算される。
3. × 不適切。中高齢寡婦加算額が加算された遺族厚生年金は支給されるが、寡婦年金は支給されない。寡婦年金は、第一号被保険者が死亡しても遺族基礎年金が受給できない場合に支給されるため、妻の美奈子さんは支給の対象にはならない。

問18 正解 3

＜近藤さんの回答＞

「介護休業給付金は、雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者が対象家族の介護をするために休業をした場合に支給されます。支給日数1日当たりの支給額は、休業中に賃金が支払われない場合、休業開始時賃金日額の（ア 67）%相当額で、同一の対象家族について通算（イ 93）日（ウ 3）回まで分割可能）を限度に支給されます。」

＜解説＞

1 支給単位期間あたりの介護休業給付金額

＝休業開始時賃金日額※×支給日数×67%

※介護休業開始前6か月間の総支給額（保険料等の控除前。賞与は除く）÷180

家族の介護のために仕事を休んで介護に従事する場合に認められ、休業中は給与の67%相当額を、通算93日を限度として3回まで受給できる。

問19 正解 1

「介護保険では、(ア 40) 歳以上の者が加入者となり、保険料は(イ 生涯) 負担します。介護保険の給付を受けるためには、(ウ 市町村または特別区) の認定を受ける必要があります。認定審査の判定結果は、『要介護 1 ～ 5』『要支援 1 ・ 2』『非該当』と区分されます。要介護と認定されると居宅サービス、施設サービスのどちらも利用できます。」

《解説》

被保険者は、市町村または特別区の区域内に住所を有する40歳以上の人である。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者である。

	第1号被保険者	第2号被保険者
被保険者	市区町村に住所を有する65歳以上の人	市区町村に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険料	市区町村が保険料を徴収します。所得段階別定額保険料となっている。 ※保険料は市区町村により異なる。 ※年金受給者は、原則として年金から天引き（特別徴収）される。	40歳になった月から、医療保険者が医療保険料に上乗せして徴収開始。
受給権者	要介護者・要支援者	加齢による15の特定疾病または末期がんにより、要介護者・要支援者となった者のみ
自己負担	原則1割（食費と施設での居住費は全額利用者負担）※	

※【介護給付の自己負担割合】

- 第2号被保険者および住民税が非課税の人などは所得に関わらず1割負担
- 第1号被保険者場合の自己負担割合は、1～3割

<65歳以上一人暮らしの自己負担割合>

- ・ 年金収入とその他の合計所得金額340万円以上の人：3割負担
- ・ 年金収入とその他の合計所得金額280万円以上の人：2割負担
- ・ 年金収入とその他の合計所得金額280万円未満の人：1割負担

<65歳以上夫婦の自己負担割合>

- ・ 年金収入とその他の合計所得金額463万円以上の人：3割負担
- ・ 年金収入とその他の合計所得金額346万円以上の人：2割負担
- ・ 年金収入とその他の合計所得金額346万円未満の人：1割負担

問20 正解 2

1. ○ 適切。外貨預金は預金保険制度の対象外である。
2. × 不適切。元金1万ドルを預けた場合、満期時には税引前・米ドルベースで800ドルの利息を受け取ることができない。

預入金額：10,000ドル

預入期間：1ヵ月

預金金利（年率）：8%

まず、智洋さんが1年後に受け取ることができる米ドルベースの利息（税引前）を求める。

$10,000 \text{ドル} \times 8\% = 800 \text{ドル}$

米ドル定期預金8%（年利・税引前・1ヵ月もの）であるため、1ヵ月後に受け取ることができる利息（税引前）は800ドルを12ヵ月で除することになる。

3. ○ 適切。預入時に円をドルに換える際に適用される為替レートは、金融機関が通貨を売るときのレートにあたるため、TTSレート（対顧客電信売相場）が適用される。